

平成28年
熊本地震に際して

寄居町長
花輪利一郎



熊本地震の被害に遭われた方々に、衷心よりお見舞いを申し上げます。また、被災者の救済や被災地の復興支援のためにご尽力されている方々に、深く敬意を表します。

町では、埼玉県の応急危険度判定士派遣に伴い、資格を持つ町職員3人を熊本県へ派遣しました。4月25日に寄居町を出発し、26日から28日までの3日間、熊本県内で調査に当たり、被災した熊本県内の家屋などの現地調査を行いました。



また、日本赤十字社寄居分区分が、役場庁舎（総合案内）、保健福祉総合センター「ユウネス」、総合社会福祉センター「かわせみ荘」、中央公民館、図書館、男衾連絡所、用土連絡所、鉢形城歴史館の8箇所に設置した募金箱への案内表示を付けるなど、周知活動にも努めております。

今後も被災地の一日も早い復旧・復興へ向けて、できる限りの協力をしていきたいと考えておりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



▲役場総合案内の募金箱案内表示

新たな農業委員等を紹介します

新 たな農業委員会の委員（農業委員）12人と、本年度から農業委員会に新設されることになった農地利用最適化推進委員8人が就任しました。任期は、平成31年3月31日までです。

農業委員会は、『農地法』に基づく売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導などを中心に農地に関する事務を執行する町の行政委員会です。

■ 農業委員（敬称略）		■ 農地利用最適化推進委員（敬称略）	
氏名		氏名	担当区域
中嶋 安男（露梨子）		柴崎 祐章（末野4）	市街地・
小林 成行（用土8）		野邊 良男（本村）	西部・桜沢
室岡 重雄（中小前田）		松本 十丸（平倉）	折原・鉢形
小和瀬 守（用土8）		渡辺 利夫（内宿）	
松村 萬平（小園）		嶋田 治彦（塚越）	男衾
坂本 日出雄（常木）		大澤 守男（塚田）	
松本 雅夫（上郷）		池田 清十郎（用土11）	用土
竹澤 國雄（保田原）		飯島 実（用土10）	
吉田 廣司（下郷）			
林 広明（用土3）			
梅澤 功（今市）			
内田 勤（中小前田）			

■ 問い合わせ / 農業委員会
(☎581・2121内線407) へ。

開催します!
初めてのソーパークーピング教室

石 鱗に模様を彫っていく「ソーパークーピング」教室です。初心者の方向けの簡単なレッスンなので、初めての方も安心してご参加ください。レッスン後は、風布館の手作りデザートで午後のティータイムを楽しみましょう!



※画像はイメージです

- 日時 / 6月11日(出)午前10時～正午、午後2時～4時
- 場所 / 日本の里・風布館
- 定員 / 各回8人(申し込み順)
- 講師 / 株式会社サンワックス
- 費用 / 800円※ドリンク代込み
- 申し込み / 5月18日(水)から風布館へ電話でお申し込みください。
- 問い合わせ / 風布館 (☎581・5341) へ。

ご協力ください!
農地の適正管理

町 内で有害鳥獣による農作物の被害が増えていきます。原因のひとつは、有害鳥獣の数の増加です。町では、農作物の被害を最小限に抑制し、有害鳥獣の個体数を減らすために、有害鳥獣捕獲事業を寄居猟友会（新井一好会長）に委託して、実施しています。

また、遊休農地や耕作放棄地が増えていることも、被害増加の原因のひとつとして考えられます。農作物の被害を拡大させないためには、皆さんが所有する農地等の管理が重要になります。草を伸ばし放題にするなどして、有害鳥獣のすみかを増やさないよう、適正な管理をお願いします。

- 農地に廃棄作物を放置しない
農地に収穫しない廃棄作物を放置したりしていませんか? 動物にとっては、格好のエサとなります。適正に処分しましょう。
- 不要な果樹の伐採を検討する
田畑のそばに果樹を植えている場合、熟れて落ちた果実が動物を引き寄せる原因になっていることもあります。収穫しない果実は、適正に処分し、食べない果樹であれば、伐採を検討しましょう。
- 農地周囲の防護柵等を設置する
農地の周囲に防護柵を設置すると、容易に侵入できなくなります。特に視界をさえぎるトタン板等で囲う



方法は、効果があります。電気柵を併用すれば、より防除の効果が見込めます。

- 草むら、ヤブを刈って見通しをよくする
農地周辺の草むらやヤブは、動物にとって絶好の隠れ場所です。ここに潜んで田畑や人の様子をうかがっています。鳥獣被害防止対策の重要なポイントは、人里近くに潜む場所を少なくすることです。草むらやヤブはできるだけ見通しを良くし、隠れ場所にならないように管理しましょう。
- ゴミの集積所や家庭での管理
ゴミの集積所に、回収日の前から生ゴミを放置することは避けましょう。自宅の生ゴミを家の周りに捨てるのは、撒き餌をしているのと同じです。生ゴミはふた付きの容器に保管し、動物が近寄らないよう注意しましょう。

■ 問い合わせ
農林課 (☎581・2121内線402・403) へ。

一部を補助します!
電気柵等の設置費用

町 では、有害鳥獣による農作物被害の未然防止を図るため、農業者等が実施する防除対策事業に対して、費用の一部を補助します。

- 対象
①町内に住所を有し、町内の農地等に電気柵や防護柵を設置する農業者②町内に住所を有し、町内の農地等を適正管理し、有害鳥獣が近づきにくい環境づくりを実施する農家集団等
- 補助金対象範囲
①電気柵や防護柵の設置費用②鳥獣が近づきにくい環境づくりに要する費用（燃料代、機器購入費、消耗品代等）
- 補助金額
事業に要する費用の2分の1以内、30,000円を上限とします（100円未満切り捨て）。予算額に達した時点で受付終了となります。
- 申請方法
各事業を実施する前に、農林課に備え付けてある補助金交付申請書に記入のうえ、添付書類を添えて農林課へ提出してください。5月20日(金)から受付を開始します。
- 添付書類
事業実施の位置図、会員名簿（農家集団等の場合）
- 問い合わせ
農林課 (☎581・2121内線402・403) へ。

ご利用ください!
農地の貸借制度

農 地を貸し借りするには、法律に定められた手続きをする必要がありますが、『農業経営基盤強化促進法』による「農用地利用権設定等促進事業」を利用すると『農地法』第3条の許可を得ることなく、農業利用のために農地を貸し借りすることができます。

- 制度の特徴**
- 耕作面積が50アールに満たなくても、農地を借りることができます。
 - 貸借期間が終了すれば、離作料等を支払うことなく農地が返還されるので、安心して貸すことができます。
 - 『農地法』第3条よりも手続きが容易です。

- 手続き方法**
- 農用地利用権設定等申出書を農林課へ提出（毎月10日締切）してください。
※貸す人・借りる人の状況によって、この他にも提出書類が必要になる場合があります。

問い合わせ / 農林課 (☎581・2121内線408) へ。